

楽らく通信



【目次】

1	表紙	6	小金井市障害者週間スペシャルイベントのお知らせ
2-3	楽2特集	7-10	歴史を訪ねて(5)
4	スペース楽 活動紹介	11-12	「小金井市精神障害者の地域生活支援を考える会」活動報告
5	グループホーム 活動報告	12	スペース楽のクッキー情報/賛助会員募集/編集後記



【発行】

●スペース楽 小金井市東町 4-10-14 TEL:042-388-6456 FAX:042-316-3664

E-MAIL:space-raku@mx4.alpha-web.ne.jp

●スペース楽・2 小金井市本町 1-6-11 TEL/FAX:042-388-7887 E-MAIL:raku2@jcom.home.ne.jp

●グループホームこがねい・ちぐら TEL/FAX:042-387-8468 ●グループホームらく TEL/FAX:042-383-6181

●らく福祉会 公式ホームページ <http://rakufukushikai8.wixsite.com/koganeishi>



福祉会



《スペース楽2ってどんなところ》

通称「らくつー」、らく福社会の中で2番目にできた施設、だから「楽2」です。
1997年に作業所として始まりました。

地域活動支援センターになったのは、今から7年前の2011年10月でした。

正式名称は、「地域活動支援センター スペース楽・2」です。

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）という法律が出来てから、国で定める基準の施設が沢山出来ました。

障害を持つ人たちが地域の中で生活するための様々な制度やサービスが生まれたことは、サービスを受ける人にも、働く人にも、選べるものが多くなったという意味では大変喜ばしいことのように思える一方で、数多くあるけれど、福祉のお仕事をしている人でもなければ良く分からないサービス体系の中で「スペース楽・2」は何ができるどころなのか、書いていきたいと思います。

「家の中以外に日中の居場所が欲しい」「地域で活動する仲間が欲しい」「生活のリズムを整えたい」など、自分に合ったペースで日中の活動をしたい人に利用していただいています。

どうすれば利用できるかという。まずは、担当の主治医に「日中の活動場所に通いたい」旨の相談をします。そこで同意があったら見学の申し込みができます。

楽2は、小金井市から委託を受けている施設なので、今は小金井市民の方が申し込みすることができます。東京都には沢山、様々に活動をしているところがあるので、出来れば、病院にいるケースワーカーさんや、市役所の自立生活支援課の担当の方にとどのような施設があるのか相談をして、一緒に考えていただくのが、負担が少ないので良いと思います。次に楽2を見てみたい、と決めたら電話で見学の日時を決めます。小さな施設なので大体1時間もあれば一通り見ることができます。

見学をして、通ってみたいと思ったら、体験通所をします。1か月の間に5回通ってみて、プログラムに参加していただきます。

気に入っていただけたなら、メンバー登録の手続きをします。必要な書類をそろえていただき、施設の職員で検討します。すべての手続きが終わったら、メンバーとして登録されます。

地域活動支援センターが他の施設と違うところは、生活訓練や、就労移行、就労継続などの施設は、障害程度区分認定というものを受けたり、計画相談をしてどのような福祉サービスを受けるか決めたりしますが、それをする必要がありません。

施設を利用するときの利用料はほかの施設では、原則1割負担という決まりがありますが、地域活動支援センターはそれぞれの施設で定めていて、楽2は実費「飲食代」「行事のときにかかる費用」などのみです。

地域活動支援センターにはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。簡単に言うと、Ⅰ型は、先に

述べた相談支援（どのようなサービスを受けるかなどの相談も）をしてくれるセンターです。Ⅱ型、Ⅲ型は日中の活動場所として個性豊かな活動をしているセンターで利用している方の人数で分かれています。

スペース楽2は地域活動支援センターⅡ型です。地活ではめずらしく作業があります。手芸品を作ったり、機織りで反物やマフラーを作ったり、名刺印刷を請け負ったり、40分一コマ作業で、20分休憩を午前は2回、午後は1～2回。作ったものは作業場の隣の店で売っています。市内のお店に置いていただいて販売したり、市民まつりや、桜町聖ヨハネ祭に出店させていただいたり、年2回の展示会で販売もしています。

丁寧に作った商品はなかなかの売り上げになることもあって、毎月ささやかですが、制作にかかる費用を除いた金額を作業したメンバーで分け合っています。

他にも、月に一回ミーティングで相談をしてレクリエーションに出かけます。近いところでは、徒歩5分の所にあるカラオケ店だったり、時には期間限定のイベントに電車を乗り継いで見に行ったりします（今年はアートアクアリウムに行きました）。元気だった時よりも疲れやすい、遠くに一人で出かけるのは不安という人も、仲間と一緒に案内役の職員が居れば出かけられると、楽2に来るようになってお出かけを楽しむことができるようになったという嬉しい声も聞かれます。

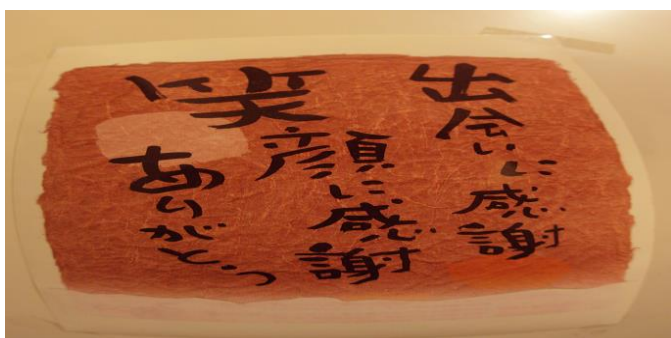
余暇活動として、オープンで焼く陶芸、簡単な作法を教えてもらって抹茶とお菓子をいただく抹茶の会、作業療法士が来てくれていつものプログラムでは体験できないようなもの作り、美味しい紅茶とお菓子を囲んでのティーパーティ、寝っ転がってリラックスが中心のストレッチ、少しだけ考える時間の脳トレ。

など、全部紹介したら紙面が足りなくなってしまうくらい沢山のプログラムを用意しています。

その中で、好きなもの、興味があるものを選んで参加するのが“地域活動支援センタースペース楽2”です。

沢山の活動を用意していますが、ただ顔を見せに来るというのも歓迎しています。約束の日に会えるお顔が見えないときは、「今日は〇〇さんどうしたの？」と気にしない人はいない暖やかな場所です。

ここで過ごして、力をつけて就労支援の場所へ移ったり、お仕事を始めた人もいます。月並みですが、自分らしく生きるために使ってもらえる場所でありたいと願って日々活動しています。



(スペース楽2 鮫島)



《スペース楽活動紹介～公園清掃～》




前回の特集でスペース楽の特徴であります製菓作業のご紹介をしたところですが、今回は前回に続きまして、別のお仕事であります公園清掃を紹介したいと思います。

わたしたち、スペース楽は小金井市の委託を受けて、市内3カ所の都市公園、8カ所の児童遊園と8カ所の砂場の清掃をしています。各公園を月に2回のペースで清掃しますので、実に月に22カ所もの公園清掃をおこなっていることになります。

(砂場清掃は月1回のペースなので、月8カ所の清掃となります)

市内の公園を車で移動し、熊手とてみを使用した掃き掃除と公園内ゴミ拾いをおこないます。

こんな感じで 

1日に何か所もの公園を回ったりすることもあります。

暑い日、寒い日、虫が出る季節、雨の多い季節など、天気や季節に左右される仕事です。雨が降るとできませんので、雨が続く日は、晴れの日に分頑張らなければなりません。

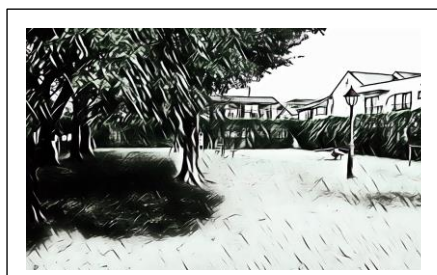
特に、今年の夏は平均気温が1946年の統計開始以来最も高くなるなどの酷暑に見舞われたり、また台風が9月初めに4つも続けて上陸し、とても大変な作業となりました。とはいえ、辛いことばかりではありません。わざわざ公園散歩に



出かけなくとも、様々な公園の草木を楽しむことができ、四季の移ろいを感じることができます。近隣の方にも「ごくろうさま」と声をかけられることもあり、励みとなります。また「公園清掃後は昼ご飯がおいしい」(利用者談)とのことです。

この通信が発行される頃は秋の落葉で、ぐんっと落葉数が増えていることと思います。1年を通して一番大変な季節で、落葉の多い公園だと一つの公園で、70Lの袋が70袋も出ることがあります!! 下図は公園清掃前と後の画像です。画像では前と後でどれくらい綺麗になったかはわかりにくいですが、公園中央の落葉袋の山を見てもらえればどれだけの落葉を拾ったかはわかりいただけるでしょう。

公園清掃前



公園清掃後



体力に自信のある方、体力をこれからつけたい方、四季の移ろいを感じたい方、昼ごはんをおいしくいただきたい方等、ご興味持たれた方はスペース楽までご連絡ください。

(スペース楽 山根)

《グループホーム活動報告》

◇日帰りバス旅行に行ってきました！！



9月にグループホームでは、3食付き！静岡まんぷく食いだおれツアーに行ってきました。朝食は、立川駅出発後1時間くらいした後には有名なメロンパンを配られました。昼食は、念願のウナギでした。うな重の定食で、お刺身もついていて皆でおいしいね〜と話していました。次に向かったのは、道の駅とワサビ館です。ワサビソフトを食べたり、お土産を各自購入していました。次に立ち寄った鮎壺の滝では、滝が流れる様子を吊り橋の上からながめました。鮎は…見えなかったです。夕食は、生しらす丼でした。田子の浦港の名物生しらすですが、ツアー客以外完売とのことでした。1日曇っていましたが皆さんの日ごろの行いが良いおかげで夕食時に富士山が顔を出してくれました。お腹も満たし夕焼け空の中、バスツアーの終着地立川に向け出発しました。全員けがもなく帰ってくることでよかったですと思います。

❀メンバーの感想❀

- ◇ウナギは美味しかった。シラス丼も美味しかった。しかしほとんどお隣さんと移動中に話したことが印象に残る旅行でした。楽しかった。(Sさん)
- ◇うな重、生シラスはおいしかった。生シラスは風味、味はデリケートでしょう油とごはんに(のりの細長く切った)上にちらしたものとあい、美味でありました。生まれて初めての生シラス丼、現地にあってしかなかなか食べられないものなのでしょう。うな重もおいしくいただきました。(Tさん)
- ◇今回のツアーはメロンパン・うな重・生しらす丼と豪華でした。特に生しらす丼は、めったに食べられないものなのでありがたく頂きました。景勝も「鮎つぼの滝」が雄大でした。富士山も最後の方で拝むことが出来て良かったです。車中でもお話をしてくださったお隣さまに感謝です。(Mさん)
- ◇バス旅行をするのは、人生で初めてだったので楽しみにしていました。いろいろ考えていましたが不安もなく楽しく過ごせました。滝がとてもキレイでした。マイナスイオンいっぱいな感じで…。あとうなぎと生しらす丼おいしかったです。来年は泊りとのことでしたが、決まったらまたお知らせ下さい。(Tさん)
- ◇ウナギ丼とシラス丼を食べた。おいしかった。(Tさん)
- ◇圧巻の滝迫力あって良かったです。豪華なうな丼、初めて食べる生しらす丼、すばらしく、おいしかったです。今回の企画は最高でした。企画者とスタッフに感謝いたします。どうもありがとうございました。(Fさん)



(GH こがねい・らく・ちぐら・ちぐら2/福吉・内田)

《2018年 小金井市障害者週間スペシャルイベントのお知らせ》

小金井市障害者週間 12月3日～12月9日は障害者週間です

ふれあいイベント

12/8(土) 入場無料

2018 フェスティバルコート小金井宮地楽器ホール

女子車椅子バスケット日本代表候補 強化指定選手・小金井市観光大使

「小田島 理恵選手と車椅子バスケット体験をしよう」



司会進行
マスター木村

- 14:00～ オープニングセレモニー
マスター木村・OTO☆DANCE LABOによる
- 14:15～ 車椅子バスケットフリースロー体験
- 15:00～ 小田島理恵選手 講演
車椅子操作&バスケット体験
- 15:45～ 個別質問&写真撮影

※雨天決行（内容変更有）

12月7(金)、8日(土)宮地楽器ホール小ホールにて、小金井市障害者週間スペシャルイベントが開催されます。7日午後より地下市民ギャラリーにて芸術展、8日午前には小金井市自立支援協議会によるシンポジウム、そして午後は車いすバスケット日本代表強化指定選手の小田島理恵選手、長野コーチをお迎えして車いすバスケット体験を行います。車いすバスケットを観戦したことはありますか？もしなかったら是非一度観戦してみてください。あの迫力には本当に圧倒されます。

障害の理解と、障害者の社会参加を進める為の啓発活動を行う期間が障害者週間です。パラスポーツを通して障害者の配慮が必要な事、支援が必要な事だけでなく、障害があっても「出来る事」も知って頂けたらと思います。このイベントに足を運んでいただき、パラスポーツの面白さを感じてください。

皆様のご来場、心よりお待ちしております！

(スペース楽 秋山)

今から34年前の1984年3月14日、朝日新聞朝刊に「宇都宮病院で患者2名が虐殺された」という記事が出た。これが宇都宮病院事件の最初の記事である。1964年のライシャワー大使事件から20年、そして1968年のWHOクラーク勧告から16年、また69年の日本精神神経学会理事会声明「精神病院に多発する不祥事件に関連し全学会員に訴える」から15年が経っていた。すでにクラーク勧告の中で「過剰収容による利益追求が大きな人権侵害につながるおそれがある」と言われていた。この間、日本の精神病院の中で患者さんの人権はどうなっていたのだろうか？

精神衛生法が改正された1965年から『ルポ・精神病棟』が刊行された翌年74年までの10年間に新聞報道された精神病院の事件は20件。新薬を人体実験・リンチ・暴行・薬の過剰投与・懲罰的電気ショックや拘束・医師不在・無資格看護・使役労働・ロボットミー手術・9か月で859人の患者死亡発覚など。

1975年から宇都宮病院事件の84年までは8件。リンチや暴行で患者死亡、無資格診療、金銭流用、不審死、4年間で222人の患者死亡など。

社会は高度経済成長からバブル経済へと向かう時代であった。経済成長の歪があらわになり、各地で公害裁判や障害者の権利を主張する運動が起こり社会に問題を提起していた。

精神病院に入院した患者さんたちの多くは劣悪な環境で人権を侵害され、最悪のケースでは命さえも奪われていた。一方で一部の病院経営者たちは医師や看護師の数を減らし患者を過剰に収容することなどで利益を追求し、その利益で事業を拡大、関連企業を設立したり地位や名誉を獲得し、不正な経営を隠蔽していた。精神病院では「治療」ではなく「収容」が主流となっていた。もちろん開放的な治療や先駆的な治療を行っていた病院もあったが数の上では圧倒的に少なかった。

そもそもこの「収容」は国の政策が発端である。それは、1954年の全国精神障害者実態調査による推定130万人うち入院が必要な者35万人という数から始まった。1958年に医療法に精神科特例ができ、精神科では医師は一般科の1/3、看護職は2/3の人数で良いとされ、1960年には医療金融公庫が発足し、精神病院に対する低利の長期融資が始まる。同じ年には国立療養所再編計画が策定され、結核療養所を精神病床等に転換して行く。精神科病床数は1953年の3万床からうなぎ上りに増え、1966年18万床、1970年20万床、1980年30万床と民間病院が乱立し1990年には35万床になった。退院促進が言われて久しいが2018年でもまだ35万床である。こんなにも精神科病床がある国は日本だけである。

以下、三つの大きな事件から精神病院の不祥事件がなぜ続くのかを考えてみたい。

十全会病院事件 - 儲かる精神病院とは・株買い占め事件と医療法の改正 -

宇都宮病院事件から遡ること14年、1970年に京都の十全会病院の3人の医師が精神科の入院患者を虐待したとして傷害致死、監禁致傷、監禁傷害で告発されたが証拠不十分ということで不起訴にされた。病院側は名誉棄損で訴えたが大阪地裁は10年後の1980年、病院の治療を不当とする判決を下した。

十全会系病院はかつてから老人処理工場とうわさされていた。1973年1～9月に京都府の14の精神病院で死亡した患者937人のうち92%の859人が十全会グループの患者であり、781人が入院から1年以内の患者だった。このことは国会でも取り上げられたが、事実関係はうやむやのまま終わった。

十全会グループの赤木理事長は最初、東山高原サナトリウムを開設、治療費が公費負担の結核患者を多く収容し、増築を繰り返し大きくなる。1955年頃から結核患者が減少すると精神病院に切り替えた。もちろん儲かるということであるが国の方針にも沿っていた。そして医療法の精神科特例をフルに活用し、後に老人に焦点を当て儲けを拡大していく。1974年の届では入院患者の64%が脳器質性精神障害、その他の障害となっているがその大半は老人とみられている。そして他府県にも手を伸ばしパンフレットを福祉事務所などに配布、「自動車無料で輸送、つきそいはいらぬ」と宣伝し、行政も便利な病院として活用していく。その結果、全患者の半分近くが他府県の患者となる。十全会系の3つの病院の73年の入院患者数は2,124人、京都府の14の精神病院に入院している全患者の40%にもものぼった。

十全会グループは3つの病院と20の子会社と5つの団体で構成され、弁護士や公認会計士のグループも抱えていた。1978年の医療法人の所得申告額1位、2位は十全会グループの病院で合わせて47億5千万円、3位は徳洲会で6億円であったからその異様さは歴然としていた。十全会は高島屋の株を買い占め筆頭株主になったり、宝酒造の株で20億円の利ザヤを稼いだりしたため1979年に厚生省の行政指導を受けたが、その後も朝日麦酒の株23%を100億円以上で購入していたことが判明、新聞にも大きく取り上げられた（十全会株買い占め事件）。1980年に京都府と厚生省が共同で十全会の3病院に査察に入り、厚生省、警察庁、国税庁は3省庁連絡会議を設置して調査した結果、医療法人とトンネル会社を利用して計画的に収益を操作していた。

この件で厚生省医務局と京都府衛生部は医療法人の取り消しを検討していたが、突然、厚生省にやってきた当時の京都府副知事、野中広務氏（後の自民党幹事長）から「法人を取り消して患者を放り出すわけにはいかんでしょ」と言われ、もともと家族から見放され、引き取ってくれる人もほとんどなく、千数百名の患者のうち大半が国立病院や公立病院から送り込まれた人たちで、送り返しても受け取るはずがないということで、「理事長には法人からいっさい手を引かせた。株は適正な価格で処理させた。」ということで厚生省と京都府が新聞社に同時に発表し一件落着となった。

こうして行政にとって便利な病院は、国会でも取り上げられ、新聞でも取り上げられて問題とされ、京都府から医療監査を受け、厚生省、警察庁、国税庁まで入って調査しても、医療法人の儲け方の問題がクローズアップされただけで、大阪地裁の判決はさほど取り上げられず、病院は存続し患者さんの処遇や治療の問題は何も改善されず国の政策にも変更がなく、その後も「収容」が続いていった。

十全会病院事件は、富士見産婦人科病院事件とともに1985年の第1次医療法改正（医療計画の法定と医療法人制度の見直し）の直接的契機となり、また1992年の第2次医療法改正の「療養型病床群制度」の創設も十全会病院事件が意識されていたと言う。しかし精神医療にとって肝心の医療法の精神科特例（精神科では医師は一般科の1/3、看護職は2/3で良いとされた）はそのまま残って行くのである。

宇都宮病院事件 - 22年にわたる東大とのお付き合い・虐待と研究 -

十全会病院事件が行政で一件落着となり、大阪地裁で病院の治療が不当とする判決がでた1980年からわずか3年後の1983年のことである。それはたった一人の元患者さんの訴えから始まった。

1983年6月29日ある患者さんが宇都宮病院を退院した。およそ5年の入院だった。退院後すぐに警視庁目黒署、東京地方検察庁特別捜査部などに宇都宮病院内における殺人を訴えた。しかし、告訴は拒絶された。彼は信用できる入院患者さんとともに83年4月に起こった看護職員によるリンチ殺人の証拠

- 裁判の結果、願いは届いたのか？ -

刑事裁判の判決は2年後の86年3月に宇都宮地裁で出される。看護職員4名は最高で懲役4年の実刑、石川院長は殺人やリンチについて検察から責任を問われず、放射線・エックス線技師法違反、保健婦助産婦看護婦法違反、死体解剖保存法違反、食糧管理法違反で懲役8ヶ月にとどまった。さらに宇都宮地裁はあろうことか他の病院が受け入れない患者を受け入れたことを社会的貢献と評価し情状の根拠としたのである。判決文では職員不足にもかかわらず入院患者を集めたことが問題とされたのである。

この他にも退院した患者さんと家族6人は宇都宮病院、宇都宮市、栃木県、国を相手取って東京地裁に民事訴訟を提訴。宇都宮病院と宇都宮市に対しては1993年6月に元入院患者さんの請求を認め、県と国に対しては認められなかったため4人が控訴。1996年9月東京高裁は国の賠償責任を認める判決を出した。翌10月国、市、病院は上告を断念し判決は確定。国の責任が認められ確定したことには大きな意味があるはずだが事件発覚から10年以上が経過しており、あまり大きく取り上げられなかったようだ。

この他にも東京地裁に2件の民事訴訟があり、一つは宇都宮病院を脱走した元患者さんが1988年6月に病院を相手取り提訴したものである。この裁判は1990年12月に提訴した元患者さんが死亡し実母が引継いでいたが1993年12月和解金の支払いを含む和解で終結している。

もう一つは宇都宮病院における殺人を最初に訴えた元患者さんの民事裁判である。実兄と宇都宮病院の院長、前院長、副院長、栃木県知事を相手取り1986年6月に提訴したものであり、14年後の2000年5月に請求の一部を認めて宇都宮病院に慰謝料などの支払いを命じる判決が出るが、彼は「判決は同病院の医療実態に対する見解がなく極めて不当」と述べて控訴した。この裁判は最高裁まで行ったようであるが資料不足のため詳細は不明ということである。

このように1984年の事件発覚後、少なくとも2000年以降も民事裁判で宇都宮病院の医療実態について争われていたのである。最初に告発した元患者さんは1984年に次のように述べていた、

「日本の五千有余の精神科医達が、医の原点に立ちかえり、人間性に目覚めて、多くの、三十二万人の鎖につながれて、いつ殺されるだろうかとか、治るものなのだろうかだとかの心からの願いに応える人々になってくれる様に（中略）そして私やその他の、全くいわれの無い、不当・不法に拘禁され続けている「病者にされてしまった人々」、「少しの病が過去にあっても、今は治ってしまい、そうでない人々」を何とか社会に、家族に公言し、公表しつつ医学本来の姿に立ち帰る姿勢を示して欲しいとの心の裡から切望する次第であります」果たしてこの願いは届いたのだろうか。

一連の裁判を通じて宇都宮病院は廃院にもならず、むしろ必要悪とされ、明らかに殺害された患者さんや不審死とされた患者さんが数多くいたにもかかわらず石川元院長の責任も厳しく問われはしなかった。

以下次号へ続く

*「歴史を訪ねて1 呉秀三と小金井養生院」関係の資料を10月に小金井市文化財センター、11月に日本精神医学資料館（都立松沢病院内）へ寄贈しました。

(2018.10.17 富澤淳一)

《「小金井市精神障害者の地域生活支援を考える会」活動報告》
地域における精神保健福祉教育推進の一助として

らく福祉会事務局 富澤淳一

15年ほど前に保健所再編や自治体への業務移管に伴って、それまで保健所を会場に地域精神保健福祉連絡協議会として開催されていた集まりを小金井市の福祉会館を会場に月一回のペースで「小金井市精神障害者の地域生活支援を考える会」として継続、市内の関係団体、個人の参加を得て、現在は会場を地域生活支援センターそらに移し開催しています。らく福祉会としても保健所での会議の時から参加し、福祉会館閉館後は会場の提供など積極的に係ってきました。

これまでに会として市に要望し実現したのものとして「精神障害者への配食サービス」「公的ダイケア」「地域生活支援センター」「障害者就労支援センター（3障害共同で要望）」があり、市の自立生活支援課と当事者、家族会との毎年2回行う懇談会も実現しました。独自に行った啓発活動として「こんな時こころの安心マップ」「家族会・当事者・ピアカン・ボランティア活動紹介」の作成・配布、市民まつりでの「ストレスチェック」「メンタルヘルスクイズ」があります。また、会から推薦して小金井市の障害者計画策定委員、後に自立支援協議会委員を選出し意見を上げてきました。

精神保健福祉教育の推進については、15年前の障害者計画策定の頃から小中学校の義務教育の中で精神障害、精神病について取り上げ差別偏見の解消に取り組むよう資料を提示して訴えてきました。2009(H.21)年の障害者計画では福祉・人権教育の中で「精神障害を含め児童・生徒が障害のある人に対してさらに理解を深めることができるよう…充実を図る」と明記され、2012(H.24)年には「精神分野を含めた障がい特性や障がい者福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やし、より福祉・人権教育の充実を図ります」となりました。

2011(H.23)年には市内の精神保健福祉団体連名で市長、教育長に「精神障害に関する福祉・人権教育の実施を求める」要望書を提出、相模原事件が起こった2016(H.28)年には、再び市長、教育長に要望書を提出。翌年、教育長から「教育委員会では、平成28年4月1日の障害者差別解消法の施行を受け、障害等に関する教育の充実を図ることは重要なことであると考えております。」との回答をいただきました。

2017(H.29)年には障害者計画改定の素案で2009(H.21)年から明記されてきた福祉・人権教育の精神障害や精神分野という文言等が削除され大幅に変更されていたため市議会厚生文教委員の議員さんや市民の意見交換会で訴え、パブリックコメントで復活を要望し実現しました。

2015(H.27)年から自立支援協議会で検討が始まった「障害者差別解消条例」の策定では、会から推薦した家族会の森田委員を中心に八王子市等の条例を参考に児童・生徒への教育の必要性を訴えてきました。市の素案提示後は市民の意見交換会やパブリックコメントで訴え、家族会からは陳情書を提出、市議会厚生文教委員の議員さん達も八王子市へ視察に行かれ修正案を提出、その結果2018(H.30)年10月1日施行となった「小金井市障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」では（教育）11条2項に「市は幼児、児童及び生徒が障害及び

